

〈改善報告書検討結果（金沢美術工芸大学）〉

[1] 概評

2014（平成26）年度の本協会による大学評価に際し、貴大学に対して、努力課題として4項目の改善報告を求めた。これを受け、貴大学では、「教育研究審議会」、教授会、「大学院運営委員会」において指摘事項を周知したうえで、「自己点検・評価運営会議」が改善に向けた検討や全体のとりまとめ及び進捗確認を担い、「教務委員会」「大学運営委員会」が具体的な改善に取り組んだ。今回提出された改善報告書からは、貴大学が、これらの努力課題を真摯に受け止め、意欲的に改善に取り組んできたことが確認できた。

貴大学の掲げる目的・目標の達成に向けて、今後も引き続き努力することを期待する。

[2] 今後の改善経過について再度報告を求める事項

なし

[3] 各指摘事項に対する改善状況

1 努力課題について

No.	種 別	内 容
1	基準項目	4. 教育内容・方法・成果（3）教育方法
	指摘事項	美術工芸学部および美術工芸研究科のシラバスにおいて、年間授業計画、成績評価基準などの記載に教員間での精粗があるので、改善が望まれる。
	評価当時の状況	授業計画については、計画通りに進まないことも考慮した上で記述していたため、科目の授業形態や内容により記述に精粗が出ていた。 また、成績評価における厳格性と客観性を担保するため、さらに合評会等、複数教員が評価にあたる授業が多い本学においては、成績評価の方法と基準を明確にしておくことが必要であり、それゆえシラバスの成績評価の欄については、評価の方法とともに評価の基準を具体的に記述するように授業担当者に求めていた。 評価方法は明示されていたが、評価基準については教員間の考え方の差から、精粗につながった。
	評価後の改善状況	この指摘に対しては、自己点検・評価運営会議、教務委員会が対応した。教務委員会においては教務

		委員長から、教授会においては自己点検・評価運営会議議長から、全教員に対して丁寧なシラバス作成が指示された。特に成績評価基準のあり方については、自己点検・評価運営会議議長から、多面的な基準設定につき詳しい説明が行われ、全教員に周知された。これらにより、教員間の精粗は改善された。
		<p>改善状況を示す具体的な根拠・データ等</p> <p>①美術工芸学部授業科目案内（本学ホームページ参照）</p> <p>②美術工芸研究科授業科目案内（本学ホームページ参照）</p> <p>http://www.kanazawa-bidai.ac.jp/students/timetable/</p>

No.	種 別	内 容
2	基準項目	4. 教育内容・方法・成果（3）教育方法
	指摘事項	美術工芸学部において、1年間に履修登録できる単位の上限が50単位と高いので、単位制度の趣旨に照らして、改善が望まれる。
	評価当時の状況	平成24年度の教務委員会において1年間に履修登録できる単位の上限を検討し、これを50単位までと定め、平成25年度から実施した。これにより1単位あたり45時間の学習時間を確保することができ、学修効果の質を担保できると考えていた。
	評価後の改善状況	<p>この指摘に対しては、教務委員会が実地調査の直後から対応した。実地調査において「50単位まで」という表記（金沢美術工芸大学履修等に関する規程第6条の2）では50単位も含まれるのかが曖昧であるとの指摘を受けたため、「50単位未満」に改めることとした。履修上限が49単位であることを明解にするための改正である。</p> <p>この改正は教育研究審議会において決定し、教授会において学内に周知された。在学生に対しても50単位未満となるよう指導することとした。</p>
		<p>改善状況を示す具体的な根拠・データ等</p> <p>①金沢美術工芸大学履修等に関する規程（第6条の2を改正）（資料1）</p>

No.	種 別	内 容
3	基準項目 指摘事項	4. 教育内容・方法・成果 (4) 成果 美術工芸研究科修士課程において、学位論文等審査基準が明文化されていないので、刊行物等にあらかじめ明記するよう、改善が望まれる。
	評価当時の状況	美術工芸研究科においては、大学院学則に基づき学位規程が具体的な学位授与の手続きを定めるとともに、大学院学則、美術工芸研究科における教育目標、各専攻の教育方針に則って、学位授与方針(ディプロマ・ポリシー)を策定し、明示、周知していた。しかし、修士課程においては学位授与方針(ディプロマ・ポリシー)が策定されていたが、統一的な学位審査基準だけが明文化されていなかった。
	評価後の改善状況	<p>この指摘に対し、本学自己点検・評価運営会議は大学院運営委員会を担当委員会に決め、対応を指示した。大学院運営委員会では検討結果を「金沢美術工芸大学大学院美術工芸研究科(修士課程)の学位授与にかかる修士作品審査基準について(案)」としてまとめた。これは、大学院学則、美術工芸研究科における教育目標、各専攻の教育方針、学位授与方針(ディプロマ・ポリシー)に則って、定めたものである。</p> <p>しかし、この頃、大学移転の議論が本格化したため、新たな施設、設備を踏まえた大学院改革のあり方を先行討議し、その結果を踏まえて学位審査基準を定めるべきとの考え方から、議論を一時棚上げしたが、大学移転、大学院改革の議論が結論に達するまでには時間を要することから、教育研究審議会において、先に示された審査基準(案)を正式に決定した。</p> <p>なお、決定にあわせて審査基準を大学ホームページに掲載するとともに、在学生に対して内容を詳しく説明し、今年度の学位審査から、在学生の不利にならない範囲内で、本審査基準を適用することとした。</p>
	改善状況を示す具体的な根拠・データ等	

	①金沢美術工芸大学大学院美術工芸研究科（修士課程）の学位授与にかかる修士作品審査基準について（資料2）
--	---

No.	種 別	内 容
4	基準項目	4. 教育内容・方法・成果（3）教育方法
	指摘事項	<p>美術工芸研究科博士後期課程において、修業年限内に学位を取得できず、課程の修了に必要な単位を取得して退学した後、在籍関係のない状態で学位論文を提出した者に対し「課程博士」として学位を授与することを規定していることは適切でない。課程博士の取り扱いを見直すとともに、課程制大学院制度の趣旨に留意して修業年限内の学位授与を促進するよう、改善が望まれる。</p>
	評価当時の状況	<p>博士後期課程において、課程の修了に必要な単位を修得して退学した後、在籍関係のない状態で学位論文を提出した者に対し「課程博士」として学位を授与していた。</p> <p>「金沢美術工芸大学大学院美術工芸研究科学位（課程博士）審査等について」第2条第1項（2）では、「本学博士後期課程を単位取得満期退学した者で、当該退学後5年以内に予備審査により博士論文等提出予備資格を得たものは、研究科委員会の許可を得て、当該予備資格を得た年度内に学位申請を行い、博士論文審査及び最終試験を受けることができるものとする。」と定め、単位取得満期退学後5年以内であれば、在籍関係がなく継続的な指導を受けていなくとも、審査・試験を経て課程博士となることができる規定となっていた。</p>
	評価後の改善状況	<p>この指摘に対しては、大学院運営委員会が対応した。</p> <p>問題となった規程を改め、修業年限内に学位を取得できなかった者が課程博士となるためには、在学延長或いは特別科目等履修生として在籍関係を保った上で、継続的な指導を受けることが必須であることを明文化した。</p> <p>また、学生便覧に課程博士学位取得までのプロセ</p>

	ス及び、修業年限での取得を目指すべきことを明記した。
	改善状況を示す具体的な根拠・データ等 ①金沢美術工芸大学大学院美術工芸研究科学位（課程博士）審査等について（第2条第1項（2）を削除）（資料3） ②金沢美術工芸大学大学院課程博士学位取得までのプロセス（学生便覧掲載）（資料4）

以 上

